

令和2年度経営事項審査及び入札参加資格審査の申請等に係る質問事項

	質問事項	回答
1	従来より、多くの当会会員は、建設業許可申請において、4部提出し、その全てに行政書士印、代表者印及び個人認印(略歴関係)を押印していますが、正本1部に対して押印し、副本3部は正本のコピーで申請してよいでしょうか。また、決算変更届の3部についても、同様の取り扱いでよいでしょうか。	正本のみに押印していただければ結構です。副本については、押印した正本をコピーしたもので大丈夫です。 なお、決算変更届についても同様の取扱いとなります。
2	建設技術者の能力評価基準の導入について 建設キャリアアップシステムの運用によりレベル4、レベル3の建設技能者に加点されることとなりましたとのことですが、審査基準日が令和元年10月31日なのですが該当しますか。	審査基準日時点で認定されていれば該当となります。 確認資料としてご持参をお願いしている「能力評価(レベル判定)結果通知書」の項目の内、【評価年月日】が審査基準日以前であれば加点されます。
3	雇用期間が6ヶ月以下の「その他職員」は、様式5号の職員調書に記載し、備考に「雇用期間6ヶ月以下」と記載する。でよいでしょうか。	雇用期間が6ヶ月を経過していることを求めているのは技術職員についてなので、技術資格を持たない「その他の職員」である場合は、雇用期間についての記載は必要ありません。 資格を持つ技術職員が雇用期間6ヶ月以下である場合は、様式4号に記載し、備考欄に「雇用期間6ヶ月以下」と記載してください。
4	説明会資料P107の変更届に「とっとり電子申請サービス」の利用の記載がありませんが、利用は可能でしょうか。	特殊工事の変更届については、ご利用いただけます。
5	説明会資料P63の1 一式工事の取扱いについて 土木、建築それぞれの計上できる下請工事の請負金額(税込)を教えてください。	下請工事の請負金額については、軽微な工事かそうでないかで判断しています。よって、土木一式工事は税込500万円以上、建築一式工事は税込1500万円以上となります。 なお、請負金額のみで一式工事を認定するのではなく、説明会資料にもあるとおり、工事内容により個別の判断となります。
6	・別紙二 技術職員名簿(20005帳票) ・審査基準日における職員調書(入札参加資格申請様式第4号及び第5号) この様式に記入する職員について、現在は退職済みでも審査基準日に在籍している者であれば記入が必要となりますか。	どちらの様式についても、現在は退職している場合であっても、審査基準日時点で在籍している場合は記載してください。 なお、審査基準日における職員調書(入札参加資格申請様式第4号及び第5号)については、備考欄に退職年月日等、退職した旨を併せて記載してください。

7	<p>説明会資料P65の甲型JV工事工種確認票について</p> <p>例えば発注者の発注工種が土木一般の場合に甲型JVでは親子共に土木一般で計上するしかないと思われませんが、説明書では「共同企業体間で協議の上、工種を振り分ける」ようになっています。</p> <p>この場合は工種確認票の「発注者の発注工種」及び「共同企業体で取り交わした工種」の欄は「土木一般」と記載し、互いが押印した工種確認票を用意すればよいでしょうか。</p>	<p>今回のご質問内容の場合は、「発注者の発注工種」及び「共同企業体で取り交わした工種」を「土木一般」で統一し、押印をお願いします。</p> <p>「特定建設工事共同企業体(JV工事)工種確認票」は、以前に甲型JV工事を親と子がそれぞれ別の工種で計上し、受審された事案があり、それを防ぐために今年度からご提出をお願いすることとなりました。</p> <p>県発注以外の甲型JV工事がある場合は、親子間で振り分けに違いが出ないように、経営事項審査を受審する前にあらかじめ工種の確認をしてから計上していただくようお願いいたします。</p>
8	<p>どのような工事が「特定建設工事共同企業体(JV)工種確認票」の提示が必要となるでしょうか。</p>	<p>県発注工事以外かつ甲型JV工事の場合、「特定建設工事共同企業体(JV)工種確認票」を提示してください。</p> <p>また、親子間で工種が異なることがないようにご確認ください。</p>
9	<p>消費税の納税に付いて</p> <p>新型コロナ税特法の猶予制度を利用して、消費税を分納した場合 国税の「納税証明書 その3の3 未納がない事の証明」は取得できませんが 入札参加資格申請はできないという事になりますでしょうか？</p>	<p>入札参加資格申請は可能です。</p> <p>「納税証明書 その3の3 未納がない事の証明」の代わりに税務署から発行される「納税の猶予許可通知書」の写しを添付してください。</p>